

令和4年 No.7

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則の制定

制定理由

事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月17日 事務協議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月18日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和4年規則第12号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正  | 現 行   |
|--|---|
| <p>第1章 総則<br/>(目的)<br/>第1条 〔省略〕<br/>(事務組織)<br/>第2条 本学に、庶務、会計、教務、学生の厚生支援、施設、学術情報、学部及び附属学校等に関する事務を処理させるため、事務局、<u>経営企画室</u>及び<u>監査室</u>を置く。</p> <p>第2章 組織<br/>(部等)<br/>第3条 〔省略〕<br/>(課)<br/>第4条 学務部に、次の7課を置く。<br/>(1) 学務課<br/>(2) 大学院課<br/>(3) 学生課<br/>(4) キャリア支援課<br/>(5) 入試課<br/>(6) 国際課<br/>(7) <u>先端教育推進課</u></p> <p>2 総務部に、次の<u>5課</u>を置く。<br/>(1) 総務課<br/>(2) 人事課<br/>(3) 附属学校課<br/>(4) 学術情報課<br/>(5) 情報基盤課</p> <p>〔省略〕</p> <p>第3章 所掌事務<br/>第1節 学務部</p> | <p>第1章 総則<br/>(目的)<br/>第1条 〔省略〕<br/>(事務組織)<br/>第2条 本学に、庶務、会計、教務、学生の厚生支援、施設、学術情報、学部及び附属学校等に関する事務を処理させるため、事務局、<u>学長室</u>及び<u>監査室</u>を置く。</p> <p>第2章 組織<br/>(部等)<br/>第3条 〔省略〕<br/>(課)<br/>第4条 学務部に、次の7課を置く。<br/>(1) 学務課<br/>(2) 大学院課<br/>(3) 学生課<br/>(4) キャリア支援課<br/>(5) 入試課<br/>(6) 国際課<br/>(7) <u>現職教育支援課</u></p> <p>2 総務部に、次の<u>5課</u>及び<u>担当課長1人</u>を置く。<br/>(1) 総務課<br/>(2) 人事課<br/>(3) 附属学校課<br/>(4) 学術情報課<br/>(5) 情報基盤課</p> <p>〔省略〕</p> <p>第3章 所掌事務<br/>第1節 学務部</p> |

(学務課)

第7条 学務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教員養成カリキュラムの企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (3) 学部の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (4) 学部学生の学籍に関すること。
- (5) 卒業生・修了生の学籍に関すること。
- (6) 学部学生の修学指導に関すること。
- (7) 学部学生の卒業及び学位に関すること。
- (8) 学部学生の身分取扱いに関すること。
- (9) 学部学生の学業成績に関すること。
- (10) 学部の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (11) 学部の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (12) 学部の科目等履修生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (13) 学部学生等の学生証及び諸証明（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 教育実習に関すること。
- (15) 教育職員の免許及び資格取得（大学院課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (16) 介護等体験に関すること。
- (17) 学部の研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (18) 障害学生に対する指導及び助言並びに支援に関すること。
- (19) 特別支援教育特別専攻科（入学者選抜試験を除く。）に関すること。
- (20) 非常勤講師（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (21) 講義棟に関すること。
- (22) 授業目的公衆送信補償金制度に関すること。
- (23) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (24) 学務部の広報に係る連絡調整に関すること。
- (25) その他学務事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

(大学院課)

第8条 大学院課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学院の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (2) 大学院学生の学籍に関すること。
- (3) 大学院学生の修学指導に関すること。
- (4) 大学院学生の修了及び学位に関すること。

(学務課)

第7条 学務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教員養成カリキュラムの企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (3) 学部の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (4) 学部学生の学籍に関すること。
- (5) 卒業生・修了生の学籍に関すること。
- (6) 学部学生の修学指導に関すること。
- (7) 学部学生の卒業及び学位に関すること。
- (8) 学部学生の身分取扱いに関すること。
- (9) 学部学生の学業成績に関すること。
- (10) 学部の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (11) 学部の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (12) 学部の科目等履修生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (13) 学部学生等の学生証及び諸証明（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 教育実習に関すること。
- (15) 教育職員の免許及び資格取得に関すること。
- (16) 介護等体験に関すること。
- (17) 学部の研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (18) 障害学生に対する指導及び助言並びに支援に関すること。
- (19) 特別支援教育特別専攻科（入学者選抜試験を除く。）に関すること。
- (20) 非常勤講師（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (21) 講義棟に関すること。

(22) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(23) 広報に係る連絡調整に関すること。

(24) その他学務事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

(大学院課)

第8条 大学院課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学院の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (2) 大学院学生の学籍に関すること。
- (3) 大学院学生の修学指導に関すること。
- (4) 大学院学生の修了及び学位に関すること。

- (5) 大学院学生の身分取扱いに関する事。
- (6) 大学院学生の学業成績に関する事。
- (7) 教育職員の免許及び資格取得（学務課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (8) 大学院の派遣学生及び特別聴講学生に関する事。
- (9) 大学院の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関する事。
- (10) 大学院の科目等履修生に関する事。
- (11) 大学院学生の学生証及び証明書の発行に関する事。
- (12) 大学院の研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関する事。
- (13) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関する事。
- (14) 大学院連合学校教育学研究科の庶務、人事、会計及び教務事務に関し、連絡調整する事。
- (15) 教職大学院の事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (16) 日本教職大学院協会に関する事。
- (17) 教職大学院における実習に関する事。
- (18) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (19) その他大学院学務事務に関する事。  
(学生課)

第9条 学生課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生に対する奨学金、入学料及び授業料の免除等並びに経済援助に関する事。
- (2) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (3) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関する事。
- (4) 学生相談、学生支援等に関する事。
- (5) 学生の健康診断及び保健施設の管理運営に関する事。
- (6) 学生旅客運賃割引証に関する事。
- (7) 学生の課外教育に関する事。
- (8) 学生及び学生団体の指導に関する事。
- (9) 課外活動施設の管理に関する事。

(10) 学生相談室に関する事。

(11) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

(12) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関する事。

- (5) 大学院学生の身分取扱いに関する事。
- (6) 大学院学生の学業成績に関する事。
- (7) 教育職員の免許及び資格取得に関する事。
- (8) 大学院の派遣学生及び特別聴講学生に関する事。
- (9) 大学院の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関する事。
- (10) 大学院の科目等履修生に関する事。
- (11) 大学院学生の学生証及び証明書の発行に関する事。
- (12) 大学院の研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関する事。
- (13) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関する事。
- (14) 大学院連合学校教育学研究科の庶務、人事、会計及び教務事務に関し、連絡調整する事。
- (15) 教職大学院の事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (16) 日本教職大学院協会に関する事。
- (17) 教職大学院における実習に関する事。
- (18) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (19) その他大学院学務事務に関する事。  
(学生課)

第9条 学生課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生に対する奨学金、入学料及び授業料の免除等並びに経済援助に関する事。
- (2) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (3) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関する事。
- (4) 学生相談、学生支援等に関する事。
- (5) 学生の健康診断及び保健施設の管理運営に関する事。
- (6) 学生旅客運賃割引証に関する事。
- (7) 学生の課外教育に関する事。
- (8) 学生及び学生団体の指導に関する事。
- (9) 課外活動施設の管理に関する事。

(10) 学生のボランティア活動に係る支援に関する事。

(11) キャンパス通信の作成及び発行に関する事。

(12) 学生相談室に関する事。

(13) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

(14) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関する事。

〔省略〕

(国際課)

第11条 国際課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際交流の事務に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 国際的な連携協力に関し、連絡調整すること。
- (3) 外国の大学、研究所等との学術・学生交流協定の締結に関すること。
- (4) 外国人研究者の受入れ等に関すること。
- (5) 外国人留学生の受入れ等に関すること。
- (6) 学生の国際交流の推進に関すること。
- (7) 海外派遣留学生の募集及び選考に関すること。
- (8) 国際交流会館の管理運営及び外国人留学生の宿舎に関すること。

(9) 在外教育施設等との連絡調整に関すること。

(10) 留学生センターの運営に関すること。

(11) 日本語予備教育に関すること。

(12) 外国人留学生の生活指導及び助言並びに相談に関すること。

(13) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(14) その他国際交流に関すること。

(先端教育推進課)

第11条の2 先端教育推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 先端教育人材の育成等の推進及び現職教育の支援に係る事務に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 先端教育人材育成推進機構の運営に関すること。
- (3) 現職教員研修推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (4) 指定教員養成機関の指導と承認に関すること。
- (5) 学校図書館司書教諭講習に関すること。
- (6) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (7) その他先端教育人材の育成等の推進及び現職教育の支援に関すること。

第2節 総務部

(総務課)

第12条 総務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

〔省略〕

(国際課)

第11条 国際課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際交流の事務に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 国際的な連携協力に関し、連絡調整すること。
- (3) 外国の大学、研究所等との学術・学生交流協定の締結に関すること。
- (4) 外国人研究者の受入れ等に関すること。
- (5) 外国人留学生の受入れ等に関すること。
- (6) 学生の国際交流の推進に関すること。
- (7) 海外派遣留学生の募集及び選考に関すること。
- (8) 国際交流会館の管理運営及び外国人留学生の宿舎に関すること。

(9) 国際教育センターに関すること。

(10) 在外教育施設等との連絡調整に関すること。

(11) 留学生センターに関すること。

(12) 日本語予備教育に関すること。

(13) 外国人留学生の生活指導及び助言並びに相談に関すること。

(14) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(15) その他国際交流に関すること。

(現職教育支援課)

第11条の2 現職教育支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 免許状更新講習に関すること。
- (2) 現職教育講習に関すること。
- (3) 現職教員の支援に関すること。
- (4) 指定教員養成機関に関すること。
- (5) 公開講座に関すること。
- (6) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (7) その他現職教育の支援に関すること。

第2節 総務部

(総務課)

第12条 総務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

|  |   |
|--|---|
| <p>(2) 大学の儀式その他行事の企画立案に関すること。</p> <p>(3) 役員会，経営協議会，教育研究評議会等の会議に関すること。</p> <p>(4) 学内の事務組織の整備に関すること。</p> <p>(5) 法人の登記に関すること。</p> <p><u>(6) 秘書業務に関すること。</u></p> <p><u>(7) 行事予定に関すること。</u></p> <p><u>(8) 学則，規程，規則等の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p><u>(9) 情報公開に関すること。</u></p> <p><u>(10) 個人情報保護に関すること。</u></p> <p><u>(11) 訴訟の連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(12) 顧問弁護士に関すること。</u></p> <p><u>(13) 公印の管守及び文書類の接受，発送及び法人文書の管理に関すること。</u></p> <p><u>(14) 国立大学協会及び日本教育大学協会に関すること。</u></p> <p><u>(15) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u></p> <p><u>(16) 総務部の広報に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(17) その他他の部及び課の所掌に属さない事務を処理すること。</u></p> <p>2 広報・基金室においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学広報に関し，企画立案し，及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 広報戦略推進本部の業務に関し，連絡調整すること。</p> <p>(3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。</p> <p>(4) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の<u>調査及び報告（経営企画室の所掌に属することを除く。）</u>に関すること。</p> <p>(5) 東京学芸大学基金（財務課の所掌に属することを除く。）に関すること。</p> <p>(6) 東京学芸大学同窓会及び辟雍会（東京学芸大学全国同窓会）等との連携協力に関すること。</p> <p>(7) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</p> <p>(8) その他広報及び基金の獲得に必要な事項に関すること。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（情報基盤課）</p> <p>第16条 情報基盤課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 全学の情報化の企画立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 全学の情報化の基盤整備に関すること。</p> <p>(3) 全学の情報化の普及，調査等に関すること。</p> | <p>(2) 大学の儀式その他行事の企画立案に関すること。</p> <p>(3) 役員会，経営協議会，教育研究評議会等の会議に関すること。</p> <p>(4) 学内の事務組織の整備に関すること。</p> <p>(5) 法人の登記に関すること。</p> <p><u>(6) 行事予定に関すること。</u></p> <p><u>(7) 学則，規程，規則等の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p><u>(8) 情報公開に関すること。</u></p> <p><u>(9) 個人情報保護に関すること。</u></p> <p><u>(10) 訴訟の連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(11) 顧問弁護士に関すること。</u></p> <p><u>(12) 公印の管守及び文書類の接受，発送及び法人文書の管理に関すること。</u></p> <p><u>(13) 国立大学協会及び日本教育大学協会に関すること。</u></p> <p><u>(14) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u></p> <p><u>(15) 広報に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(16) その他他の部及び課の所掌に属さない事務を処理すること。</u></p> <p>2 広報・基金室においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学広報に関し，企画立案し，及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 広報戦略推進本部の業務に関し，連絡調整すること。</p> <p>(3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。</p> <p>(4) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の<u>調査及び報告</u>に関すること。</p> <p>(5) 東京学芸大学基金（財務課の所掌に属することを除く。）に関すること。</p> <p>(6) 東京学芸大学同窓会及び辟雍会（東京学芸大学全国同窓会）等との連携協力に関すること。</p> <p>(7) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</p> <p>(8) その他広報及び基金の獲得に必要な事項に関すること。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（情報基盤課）</p> <p>第16条 情報基盤課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 全学の情報化の企画立案及び調整に関すること。</p> <p>(2) 全学の情報化の基盤整備に関すること。</p> <p>(3) 全学の情報化の普及，調査等に関すること。</p> |
|--|---|

- (4) 情報基盤整備推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (5) 全学の情報セキュリティに関する事。
- (6) ICTセンターの運営に関する事。
- (7) 事務情報システムの導入及び維持管理支援に関する事。
- (8) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (9) その他情報化事務に関する事。

### 第3節 財務・研究推進部

(財務課)

第17条 財務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 財務会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 資金等の管理運用に関する事。
- (4) 財務会計業務の改善及び合理化に関する事。
- (5) 寄附金の総括事務に関する事。
- (6) 会計機関の公印の管守に関する事。
- (7) 財務会計に関する諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 学内の警備取締りに関する事。
- (9) 計算証明に関する事。
- (10) 不動産等に関する事。
- (11) 職員の宿舎に関する事。
- (12) 土地及び建物の借入れに関する事。
- (13) 安全管理（施設課に属するものを除く。）に関する事。
- (14) 所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関する事。
- (15) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (16) 財務・研究推進部の広報に係る連絡調整に関する事。
- (17) その他財務会計事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

(経理課)

第18条 〔省略〕

(施設課)

- (4) 情報基盤整備推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (5) 全学の情報セキュリティに関する事。
- (6) ICTセンターの事業及び運営・利用に関する事。
- (7) 事務情報システムの導入及び維持管理支援に関する事。
- (8) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (9) その他情報化事務に関する事。

(担当課長の職務)

第17条 担当課長は、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画策定のうち特定の事項に関する事。
- (2) その他大学の運営業務に係る特定の事項に関する事。

### 第3節 財務・研究推進部

(財務課)

第18条 財務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 財務会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 資金等の管理運用に関する事。
- (4) 財務会計業務の改善及び合理化に関する事。
- (5) 寄附金の総括事務に関する事。
- (6) 会計機関の公印の管守に関する事。
- (7) 財務会計に関する諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 学内の警備取締りに関する事。
- (9) 計算証明に関する事。
- (10) 不動産等に関する事。
- (11) 職員の宿舎に関する事。
- (12) 土地及び建物の借入れに関する事。
- (13) 安全管理（施設課に属するものを除く。）に関する事。
- (14) 所掌事務の会計監査（監査室に属するものを除く。）に関する事。
- (15) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (16) 広報に係る連絡調整に関する事。
- (17) その他財務会計事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

(経理課)

第19条 〔省略〕

(施設課)



**第19条** 〔省略〕

(研究・連携推進課)

**第20条** 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究助成に関すること。
- (2) 教育実践研究推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (3) 産業界等との研究協力に関すること。
- (4) 知的財産に関すること。
- (5) 競争的資金等に関すること。
- (6) 共同研究等の契約に関すること。
- (7) 科学研究費助成事業（経理課の所掌に属するものを除く。）の応募等に関すること。
- (8) 研究員の派遣及び受入れに関すること。
- (9) 紀要の出版に関すること。
- (10) 教育インキュベーション推進機構の運営に関すること並びに教育インキュベーションセンター及びこどもの学び困難支援センターの運営に関すること。

- (11) 東京学芸大Explayground推進機構との連携・協力に関すること。
- (12) 地域社会との連携・交流事業に関すること。
- (13) 生涯学習事業に関すること。
- (14) 社会連携推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (15) 研究推進業務及び連携推進業務の改善並びに合理化に関すること。
- (16) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (17) その他研究・連携推進に関すること。

(学系支援課)

**第21条** 学系支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教員の人事（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関すること。
- (3) 教授会等の会議に関すること。
- (4) 学系長等の選挙に関すること。
- (5) 教室構成員に関すること。
- (6) 旅費、用務外出及び謝金の請求事務に関すること。
- (7) 放射性同位元素実験施設に関すること。

**第20条** 〔省略〕

(研究・連携推進課)

**第21条** 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究助成に関すること。
- (2) 教育実践研究推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (3) 産業界等との研究協力に関すること。
- (4) 知的財産（財産管理に関するものを除く。）に関すること。
- (5) 競争的資金等に関すること。
- (6) 共同研究等の契約に関すること。
- (7) 科学研究費助成事業（経理課の所掌に属するものを除く。）の応募等に関すること。
- (8) 研究員の派遣及び受入れに関すること。
- (9) 紀要の出版に関すること。
- (10) 特定教育課題対応センター機構の運営に関すること並びに教育インキュベーションセンター、教員養成開発連携センター及びこどもの学び困難支援センターの事業に関すること。

- (11) 次世代教育研究推進機構の業務に関すること。
- (12) 東京学芸大Explayground推進機構との連携・協力に関すること。
- (13) 地域社会との連携・交流事業に関すること。
- (14) 生涯学習事業（公開講座に関するものを除く。）に関すること。
- (15) 社会連携推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (16) 研究推進業務及び連携推進業務の改善並びに合理化に関すること。
- (17) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (18) その他研究・連携推進に関すること。

(学系支援課)

**第22条** 学系支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教員の人事に関すること。
- (2) 教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関すること。
- (3) 教授会等の会議に関すること。
- (4) 学系長等の選挙に関すること。
- (5) 教室構成員に関すること。
- (6) 旅費、用務外出及び謝金の請求事務に関すること。
- (7) 放射性同位元素実験施設に関すること。

(8) 大学機能強化センター機構及び現職教員支援センター機構の運営に関する事  
並びに環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理  
科教員高度支援センターの運営に関する事。

(9) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

(10) その他学系等支援事務に関する事。

#### 第4節 経営企画室

(経営企画室)

第22条 経営企画室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 戦略評価推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (3) 大学の点検評価に関する事。
- (4) 学内の教育研究組織の整備に関する事。
- (5) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告（総務課の所掌に属することを除く。）に関する事。
- (6) IRに基づいた諸活動の推進に関する事。
- (7) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

#### 第5節 監査室

(監査室)

第23条 〔省略〕

#### 第4章 職員

(事務局長)

第24条 〔省略〕

(部長)

第25条 〔省略〕

(副部長)

第26条 〔省略〕

(経営企画室長)

第27条 経営企画室に室長を置く。

2 経営企画室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

(監査室長)

(8) 大学機能強化センター機構及び現職教員支援センター機構の運営に関する事  
並びに次世代教育研究センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨  
床サポートセンター及び理科教員高度支援センターの事業に関する事。

(9) 前号に規定するセンターの利用に関する事。

(10) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

(11) その他学系等支援事務に関する事。

#### 第4節 学長室

(学長室)

第23条 学長室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 戦略評価推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (3) 大学の点検評価に関する事。
- (4) 学内の教育研究組織の整備に関する事。
- (5) 秘書業務に関する事。
- (6) IRに基づいた諸活動の推進に関する事。
- (7) 所掌事務の調査及び報告に関する事。

#### 第5節 監査室

(監査室)

第24条 〔省略〕

#### 第4章 職員

(事務局長)

第25条 〔省略〕

(部長)

第26条 〔省略〕

(副部長)

第27条 〔省略〕

(学長室長)

第28条 学長室に室長を置く。

2 学長室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

(監査室長)

第28条 〔省略〕

(課長)

第29条 〔省略〕

(担当課長)

第30条 総務部に担当課長(戦略)を置く。

2 担当課長(戦略)は、上司の命を受け、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画策定のうち特定の事項に関すること。

(2) その他大学の運営業務に係る特命事項に関すること。

(副課長)

第31条 〔省略〕

(専門員)

第32条 〔省略〕

(事務長)

第33条 〔省略〕

(課に置く室長)

第34条 〔省略〕

(専門職員)

第35条 〔省略〕

(係長)

第36条 〔省略〕

第5章 補則

(補則)

第37条 事務局長は、事務局の業務を処理する上で必要がある場合は、第25条から第36条までに規定する職員以外の職員を置くことができる。

(規則の改廃)

第38条 〔省略〕

〔省略〕

別表 (第6条関係)

|     |                |                              |
|-----|----------------|------------------------------|
| 学務部 | 〔省略〕           |                              |
|     | <u>先端教育推進課</u> | <u>企画係</u><br><u>現職教員研修係</u> |

第29条 〔省略〕

(課長)

第30条 〔省略〕

(担当課長)

第31条 部に特定の業務を担当する課長を置くことができる。

2 担当課長は、上司の命を受け、特定の業務を処理する。

(副課長)

第32条 〔省略〕

(専門員)

第33条 〔省略〕

(事務長)

第34条 〔省略〕

(課に置く室長)

第35条 〔省略〕

(専門職員)

第36条 〔省略〕

(係長)

第37条 〔省略〕

第5章 補則

(補則)

第38条 事務局長は、事務局の業務を処理する上で必要がある場合は、第26条から第37条までに規定する職員以外の職員を置くことができる。

(規則の改廃)

第39条 〔省略〕

〔省略〕

別表 (第6条関係)

|     |                |                                   |
|-----|----------------|-----------------------------------|
| 学務部 | 〔省略〕           |                                   |
|     | <u>現職教育支援課</u> | <u>現職教育支援係</u><br><u>免許状更新講習係</u> |

|  |  |              |      |  |              |
|--|--|--------------|------|--|--------------|
| 〔省略〕   |  |              | 〔省略〕 |  |              |
| 経営企画室  |  | 調査係<br>評価企画係 | 学長室  |  | 調査係<br>評価企画係 |
| 〔省略〕   |  |              | 〔省略〕 |  |              |
| <p><u>附 則</u><br/><u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> |  |              |      |  |              |